

26 郡介第456号

平成26年5月16日

各居宅介護支援事業所長 様

各介護予防支援事業所長 様

郡山市介護保険課長

(公 印 省 略)

軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与に関する取扱いについて（通知）

このことについて、郡山市における軽度者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与に関する取扱いを以下のとおりと致しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 申請及び算定有効開始日について

貸与（予定）日開始以前の申請を原則とする。ただし、申請受理した日の属する月の1日まで遡及できるものとする。

また、保険者がやむを得ない事情と認める場合はこの限りではない。

※別紙参照

2 新規・区分変更申請中の被保険者について

明らかに要介護2以上(自動排泄処理装置貸与については要介護4以上)の認定結果が見込まれる場合を除き、暫定プランで福祉用具貸与を算定する場合についても、上記1の取扱いと同様とする。

3 取扱いの適用日

平成26年6月1日申請受理分から適用する。

事務担当：郡山市介護保険課 給付係

電 話：024-924-3021

F A X：024-934-8971

別紙

例：平成26年6月5日に申請を受理し、平成26年5月20日から福祉用具貸与を利用していた場合

(※要介護認定有効期間が平成26年1月1日から平成26年12月31日までの場合)

算定有効開始日：平成26年6月1日（※やむを得ない事情と認められない限り、5月分は自費となる。）

算定有効期間：平成26年6月1日から平成26年12月31日まで

